

平成 28 年度地球温暖化防止コミュニケーター等養成委託業務仕様書

1. 業務の目的

昨年、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（以下、「COP21」）で、「京都議定書」に代わる 2020 年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みとしてパリ協定が採択され、今後は約束草案に示した 2030 年度までに CO2 排出量を 2013 年度比 26%削減するという目標の達成に向けた具体的な対策を実施していく必要がある。

本業務は、地球温暖化対策として重要な普及啓発や情報発信活動を担う「地球温暖化防止コミュニケーター（旧称：IPCC リポートコミュニケーター、平成 25 年度地球温暖化影響の理解及び国民に向けたライフスタイル変革の促進運動事業にて設置）（以下、「コミュニケーター」という）の養成、コミュニケーターによる一般国民や教育界と連携した子供への普及啓発等の推進及びコミュニケーターを養成する養成セミナーにおける講師（以下、「トレーナー」という）の育成により、国民ひとりひとりの自発的な取組を促し、民生・業務や家庭における重要な対策である「国民運動」を推進することを目的とする。

2. 業務の内容

(1) コミュニケーターの養成

ア 募集

本年度、新たに 500 名程度のコミュニケーターを養成するため、コミュニケーター候補者を募集すること。

募集に際しては、コミュニケーター専用 WEB サイト（以下、「WEB サイト」という）での募集や各種団体を通じて行うこと。

なお、コミュニケーターは、気候変動に関する基礎知識を有するとともに、本年度は、地球温暖化対策に関する知見を有する者、または教員や教育経験者等を重点的に募集すること。なお、応募者が多数の場合は、環境省と協議し養成受講者の選定を公平に行うこと。

イ 養成

コミュニケーター候補者が、e ラーニングの受講により、最新の科学的知見に基づいた信頼性の高い地球温暖化対策に関する知見や情報を修得できる環境を整えるとともに、分かり易く国民に情報や知識を伝達するスキルを修得するための養成セミナーを企画し実施すること。本年度は、地球温暖化対策に関する基礎知識や経験を有する者、または教員や教育経験者等を重点的に養成すること。

なお、WEB サイトには、少なくとも以下（ア）から（ウ）までの項目を含むこと。

(ア) e ラーニングの受講

上述した e ラーニングの受講による効果検証を実施し、全 40 問中 32 問以上の正答の者を合格者とする。

また、受講にあたり、e ラーニングを活用し、コミュニケーター候補者が IPCC 第 5 次評価報告書 (AR 5) で報告されている内容や地球温暖化に関する最新の情報を正確に理解することが重要であるため、十分な知見を持った専門家と連携を図り、環境省担当官とも協議しながら、適宜、プログラムの情報更新と運営管理を行うものとする。

e ラーニングの活用にあたっては、受講者の理解をより深めるため、既存の資料に加え、専門家の確認を得ながら適宜資料を補足・作成し、効果的な資料になるように留意すること。また、今般の事業

の名称変更により必要となった資料等の改修を行うこと。

(イ) 養成セミナーの開催

e ラーニングの効果検証により合格した者を対象とした養成セミナーを開催すること。

養成セミナーは、全国で合計 18 回程度（各 30 人程度）開催するとともに、実施に当たっては、環境省担当官と協議し、より効果的なプログラムを作成し、必要な研修資料を作成すること。また、会場の確保及び使用料の支払、資料（500 部、A4、両面、カラーを想定）の作成等、セミナーの運営上、必要となる一連の業務を実施すること。

なお、養成セミナー講師に対しては 1 時間につき 7,900 円の謝金（1 回当たり 4 時間程度を想定）を支給することとし、旅費の支給は国家公務員等の旅費に関する法律に基づくものとする。

また、本セミナーを修了した者に対して、修了証書とバッジを用意し、授与すること。

(ウ) コミュニケーター名簿の作成及び管理

本年度の養成したコミュニケーターと昨年度事業までに養成したコミュニケーターの全てをデータベース化することとし、また、データベースの項目については、環境省担当官と協議の上決定するものとする。環境省の指示があるまで適切に管理すること。

(2) 国民及び子どもへの普及啓発の展開

ア コミュニケーターの自走するセミナー等の支援

既存のコミュニケーターが自走するセミナーの開催を促し、事務局は相談対応や指導等を必要に応じて行い、それによりセミナー等の運営を補助すること（昨年度の業務実績である 250 回程度を想定）。

イ 国民を対象としたセミナーの開催

NPO 法人気象キャスターネットワークと連携し、小中学校に対し出前授業（100 回程度、うち 40 回程度は都内、30 回程度は関東ブロック、30 回程度はその他の地域を予定。講師は各 1 名程度を想定。）を開催すること。なお、講師等に対して、小中学校に対する出前授業では 1 日につき 7 万円程度の謝金及び旅費を支給し、必要に応じて、受託者より 1 名程度の出張を想定する。

また、大規模（300 名程度）セミナーを、5 回程度（札幌・東京・名古屋・大阪・福岡で各 1 回程度予定。講師は各 2 名程度を想定。）開催すること。

本セミナーの構成は、①気候変動の現状と影響、②地球温暖化対策に資する国民運動の必要性、③対象者や開催地域に適した個別テーマ等から構成し、これらのテーマに適した講師やパネリストを招聘すること。また、会場の確保及び使用料の支払、資料（1500 部、A4、両面、カラーを想定）の作成等、セミナーの運営上、必要となる一連の業務を実施すること。本セミナーの講師に対しては 1 時間につき 7,900 円の謝金（1 回当たり 4 時間程度を想定）及び旅費を支給することとし、旅費の支給は国家公務員等の旅費に関する法律に基づくものとする。

ウ 親子を対象としたイベントの開催

NPO 法人気象キャスターネットワークと連携し、親子の集まりやすい科学館等の施設等でイベントを 5 回程度（札幌・東京・名古屋・大阪・福岡を予定。講師は各 1 名程度を想定）実施すること。

当該イベントは、150 人～200 名程度の規模とすること。また、会場の確保及び使用料の支払、資

料（1000部、A4、両面、カラーを想定）の作成等、イベントの運営上、必要となる一連の業務を実施すること。

なお、講師等に対しては小中学校に対する出前授業では1日につき7万円程度を基準とした謝金及び旅費を支給することとし、旅費の支給は国家公務員等の旅費に関する法律に基づくものとする。

エ 学校教育関係者との連携

「平成27年度地球温暖化影響の理解及び国民に向けたライフスタイル変革の促進運動事業委託業務」報告書をふまえ、以下の業務を行うこと。

(ア) 学校の出前授業に用いるコンテンツの作成

属性（小学生、中学生）に応じた講義コンテンツを作成すること。

(イ) 学会等の場における養成セミナーの実施

年2回程度開催される学会等の場を活用し、教師向け養成セミナーを実施すること。また、会場の確保及び使用料の支払、資料（200部、A4、両面、カラーを想定）の作成等、セミナーの運営上、必要となる一連の業務を実施すること。

(ウ) コミュニケーター養成講座を修了した教師向けの講義コンテンツ作成

コミュニケーター養成講座を修了した教師が授業にそのまま使用することができる講義コンテンツを作成すること。

(3) トレーナーの育成

トレーナーを20名程度育成するため、環境省が作成する専用教材等を用い、育成セミナーを開催すること。

ア 募集

WEBサイトでの募集や各種団体を通じて、トレーナー候補者を募集すること。なお、応募者が多数の場合は、環境省と協議し受講者の選定を公平に行うこと。

イ 育成（育成セミナーの開催）

専用教材等を活用し、トレーナーとしての必要知識の修得や、分かりやすく情報等を伝える技術等の修得のため、専門家等（5名程度）を招聘し、育成セミナーを1回程度（平成29年2月から3月頃実施予定。2泊3日、東京を予定。）開催すること。また、会場の確保及び使用料の支払、資料（20部、A4、両面、カラーを想定）の作成等、セミナーの運営上、必要となる一連の業務を実施すること。

なお、講師等に対しては1時間につき7,900円の謝金（3日間で6時間程度を想定）及び旅費を支給することとし、旅費の支給は国家公務員等の旅費に関する法律に基づくものとする。

また、本セミナーを修了した者に対してバッジ等を用意し、授与すること。

3. 業務実施期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

4. 成果物（印刷物（紙媒体）又は電子媒体（DVD-R））

紙媒体：報告書10部（A4版100頁程度、カラー）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体DVD-R3式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む）及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」及び受注後に提供される「環境省ホームページ対応基準書」に基づくこと。
また、「環境省ウェブサイト作成ガイドライン」は以下の URL において公開している。

http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/

- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成28年2月2日閣議決定）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

- (4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「平成27年度地球温暖化影響の理解及び国民に向けたライフスタイル変革の促進運動事業委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「平成27年度地球温暖化影響の理解及び国民に向けたライフスタイル変革の促進運動事業委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

TEL:03-3581-3351 (内線 6792)

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成28年2月2日閣議決定。以下「基本方針」という。)の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」(基本方針204頁、表3参照)及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」(基本方針205頁、表4参照)を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできません
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社 Windows7 SP1 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎 (ファイル形式は一太郎 2011 以下)、又は Microsoft 社 Word (ファイル形式は Word2010 以下)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は Excel2010 以下)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

環境省 御中

平成28年度地球温暖化防止コミュニケーター等養成
委託業務に関する提案書

■
■ HAKUHODO

平成28年7月11日
株式会社 博報堂

提案書作成責任者



本書は、平成28年度地球温暖化防止コミュニケーター等養成委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

今年度事業の基本方針

業

ア

今年

地球

ア

イ

三

論

ア. 募集

イ. 養成

2. 業務の実施方法 2.1 仕様書2.(1)の業務内容

業

江

1

①

NPC

活用

I

来
気

験

題

験

記

C

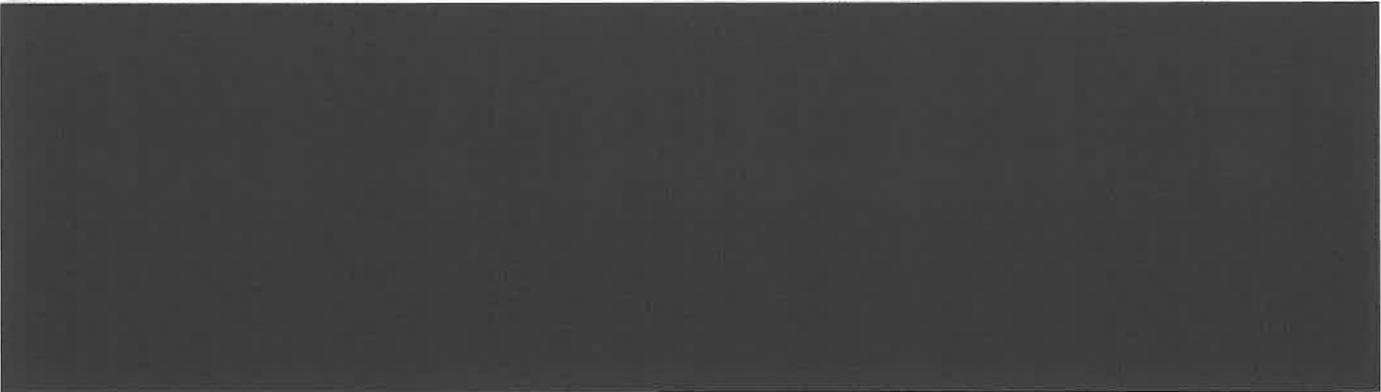
17

来
温

方

1

① (ア) eラーニングの受講



② (イ) 養成セミナーの開催



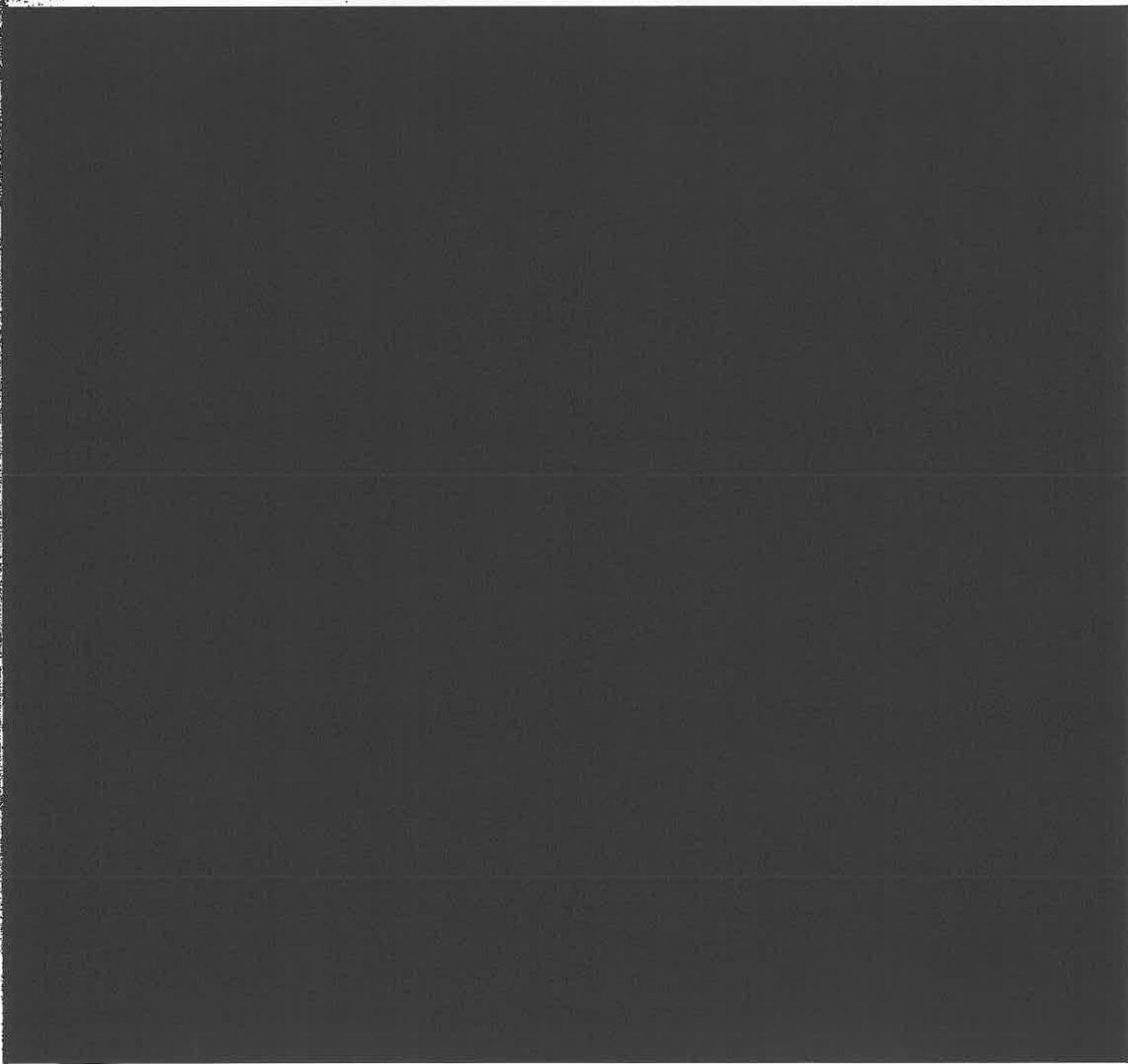
③ (ウ) コミュニケーター名簿の作成及び管理



1. コミュニケーターの自走するセミナー等の支援



2. 国民を対象としたセミナーの開催

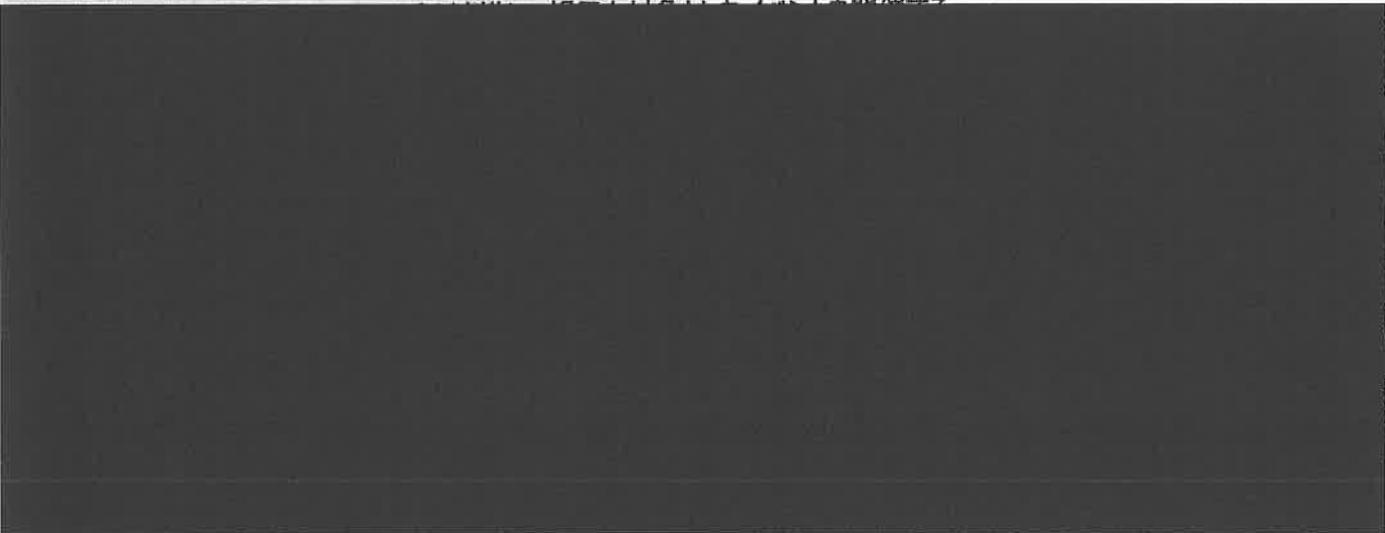


2. 業務の実施方法 2.2 仕様書2.(2)の業務内容

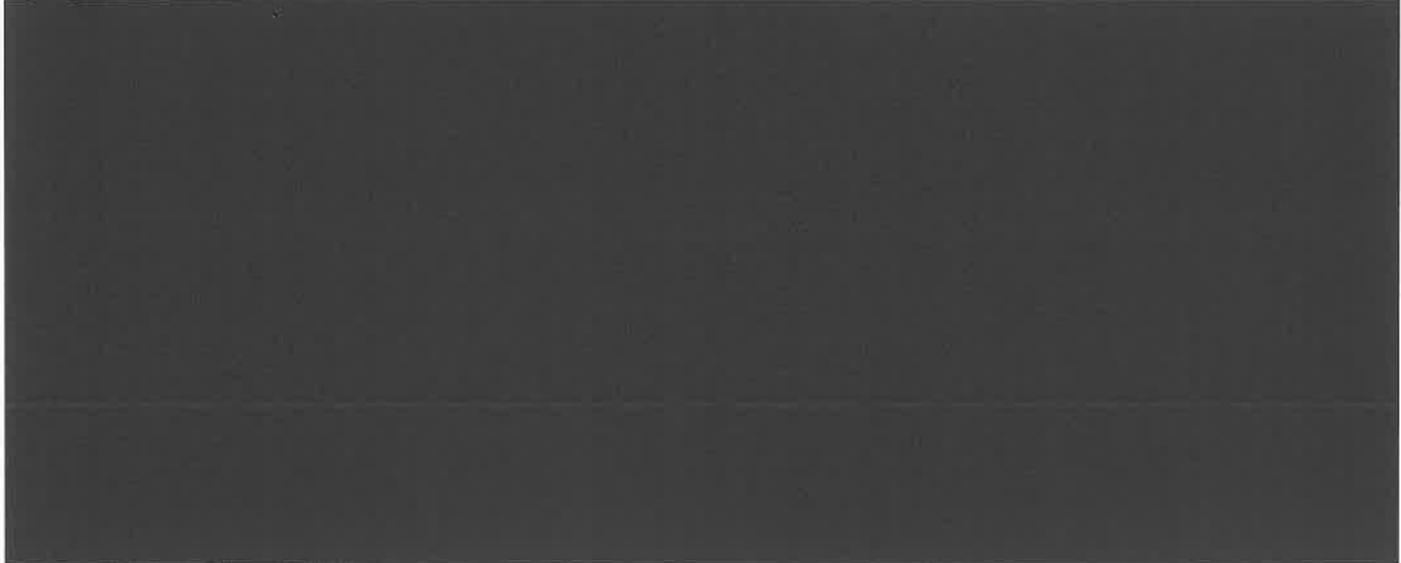
②大規模セミナー



ウ. 親子を対象としたイベントの開催



エ. 学校教育関係者との連携

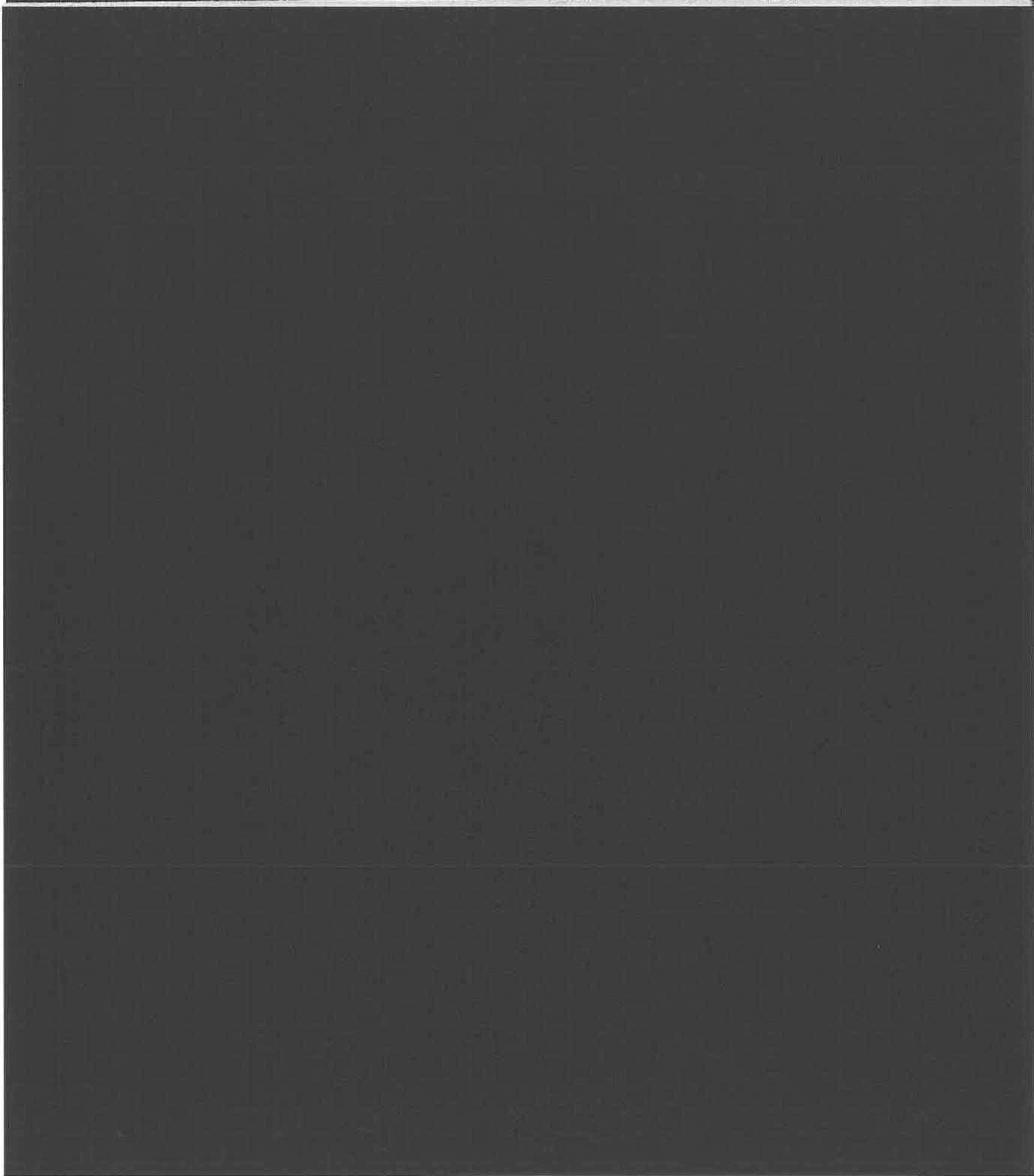


コミュニケーター育成のエキスパートとして位置づける、トレーナーの創設

①トレーナーの募集について

②トレーナーの育成

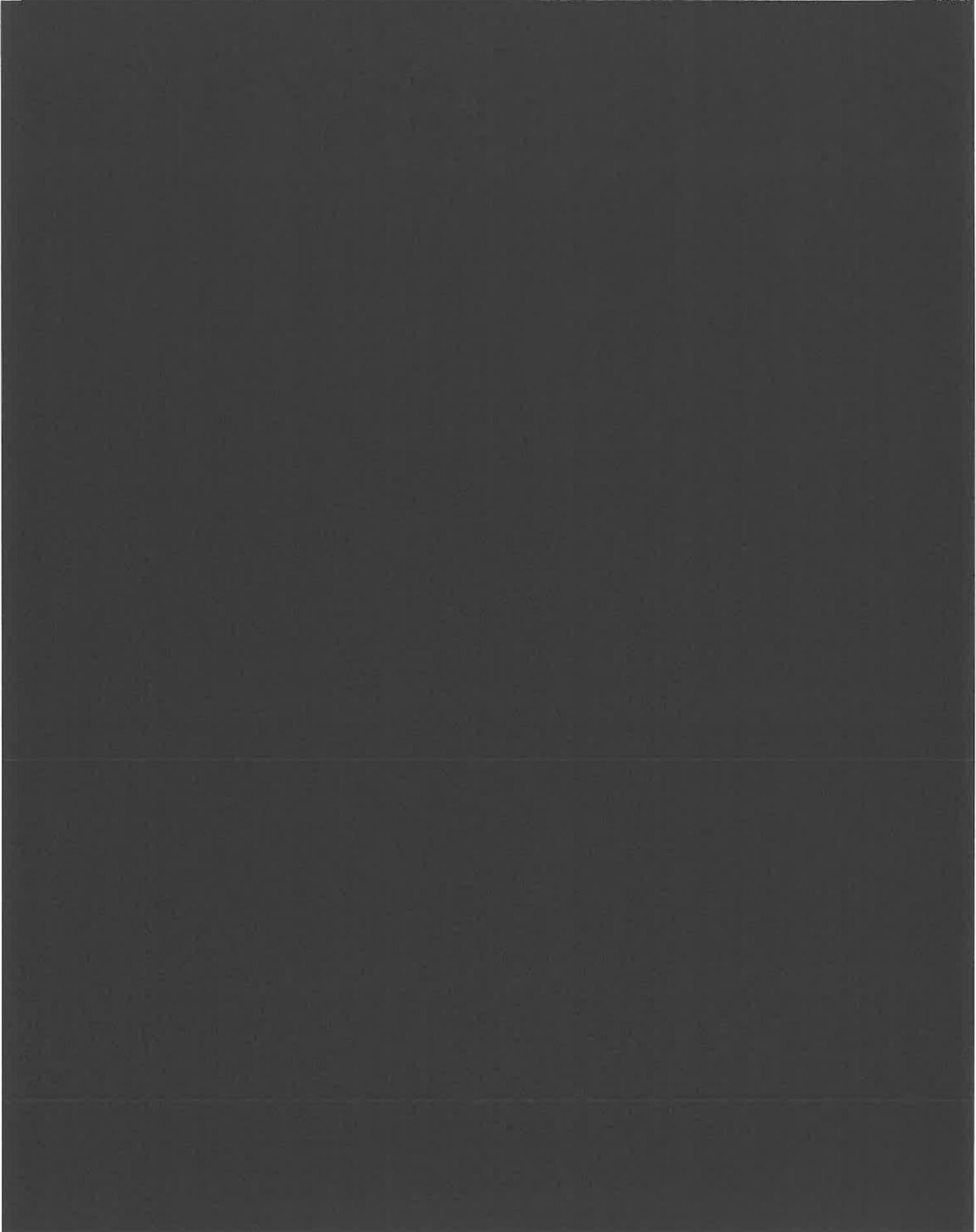
2. 業務の実施方法 2.4 追加的業務の提案



る。

戦

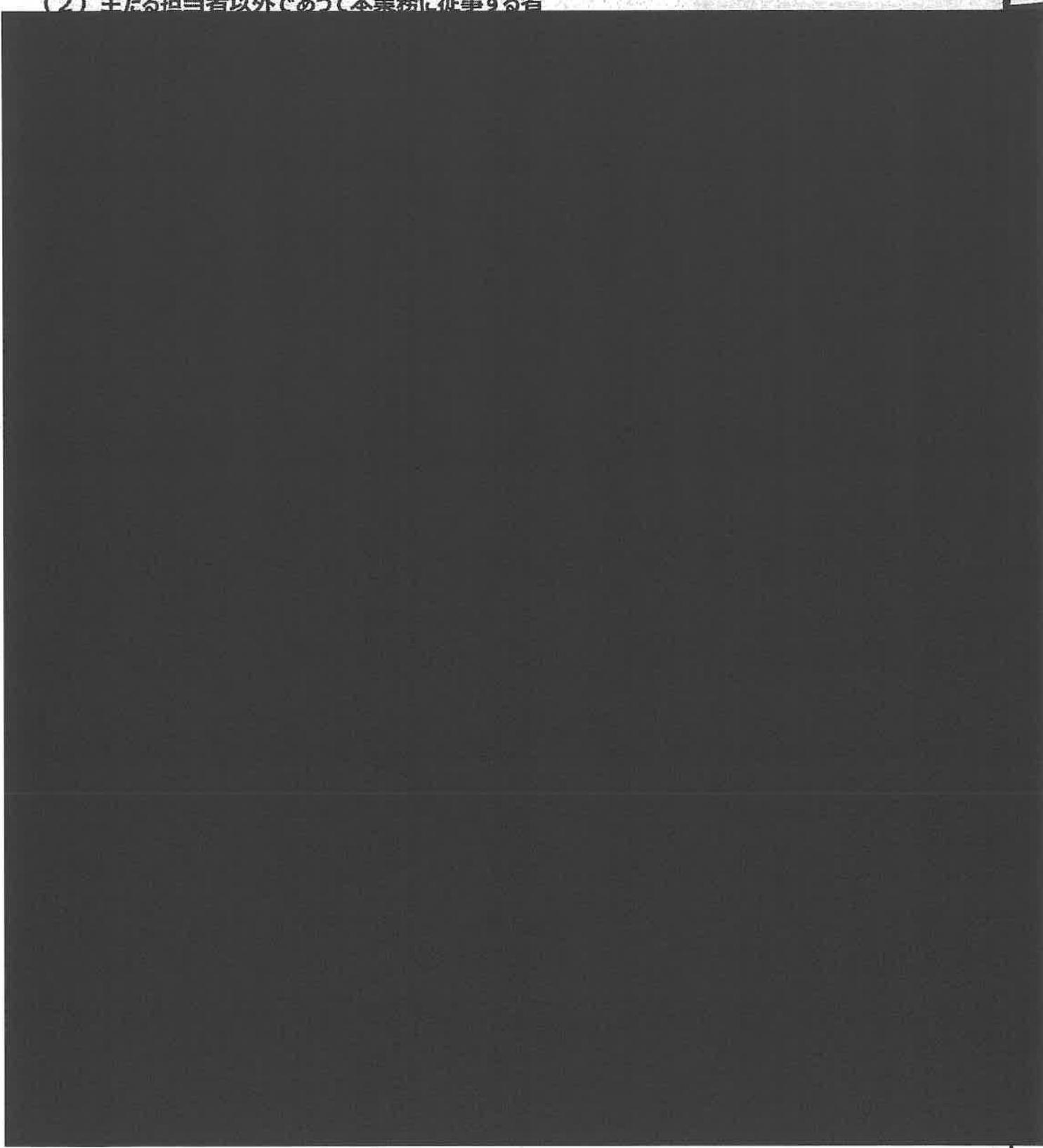
他



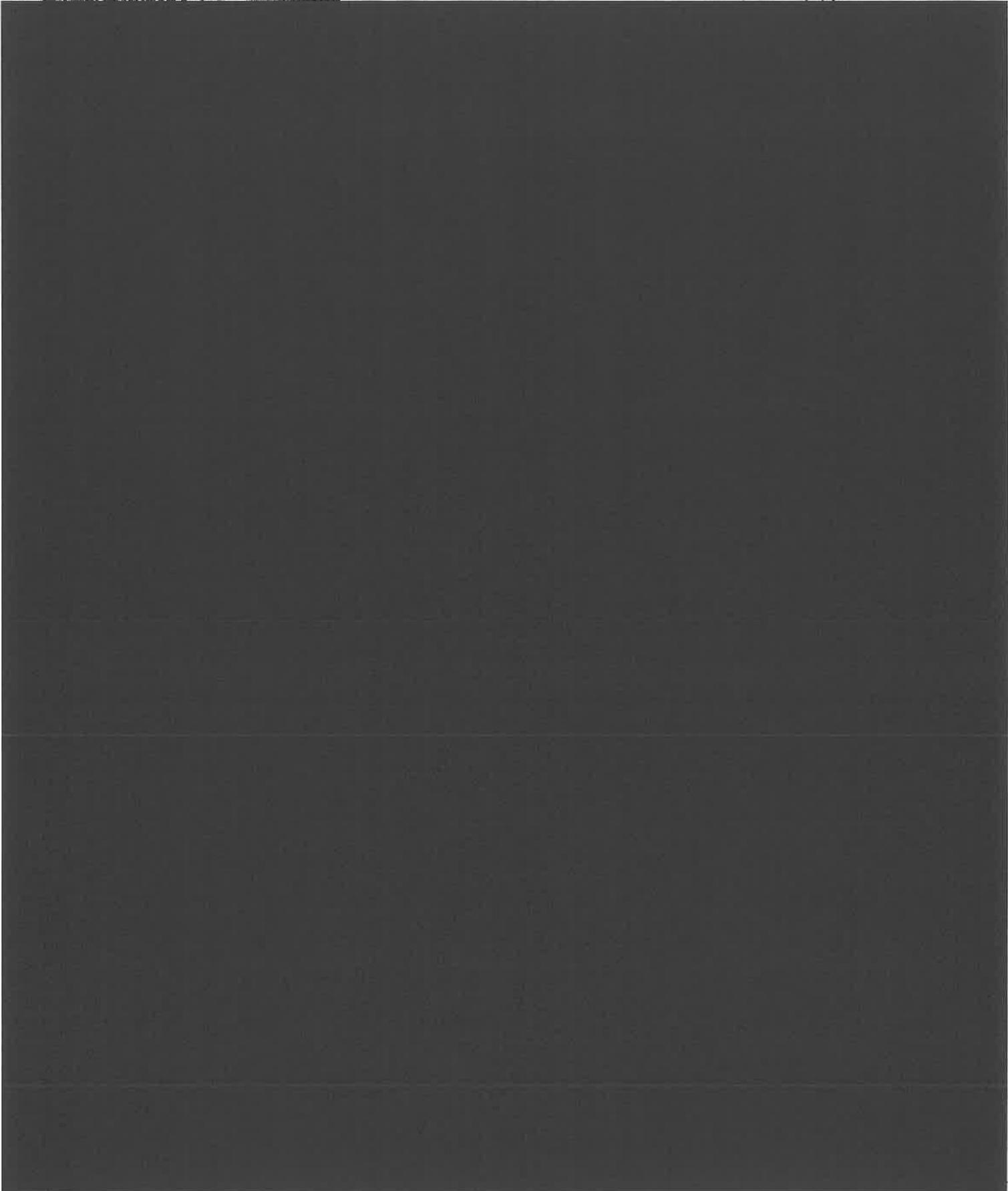
4. 業務の実施体制 4.2 従事者の実績、能力、資格等

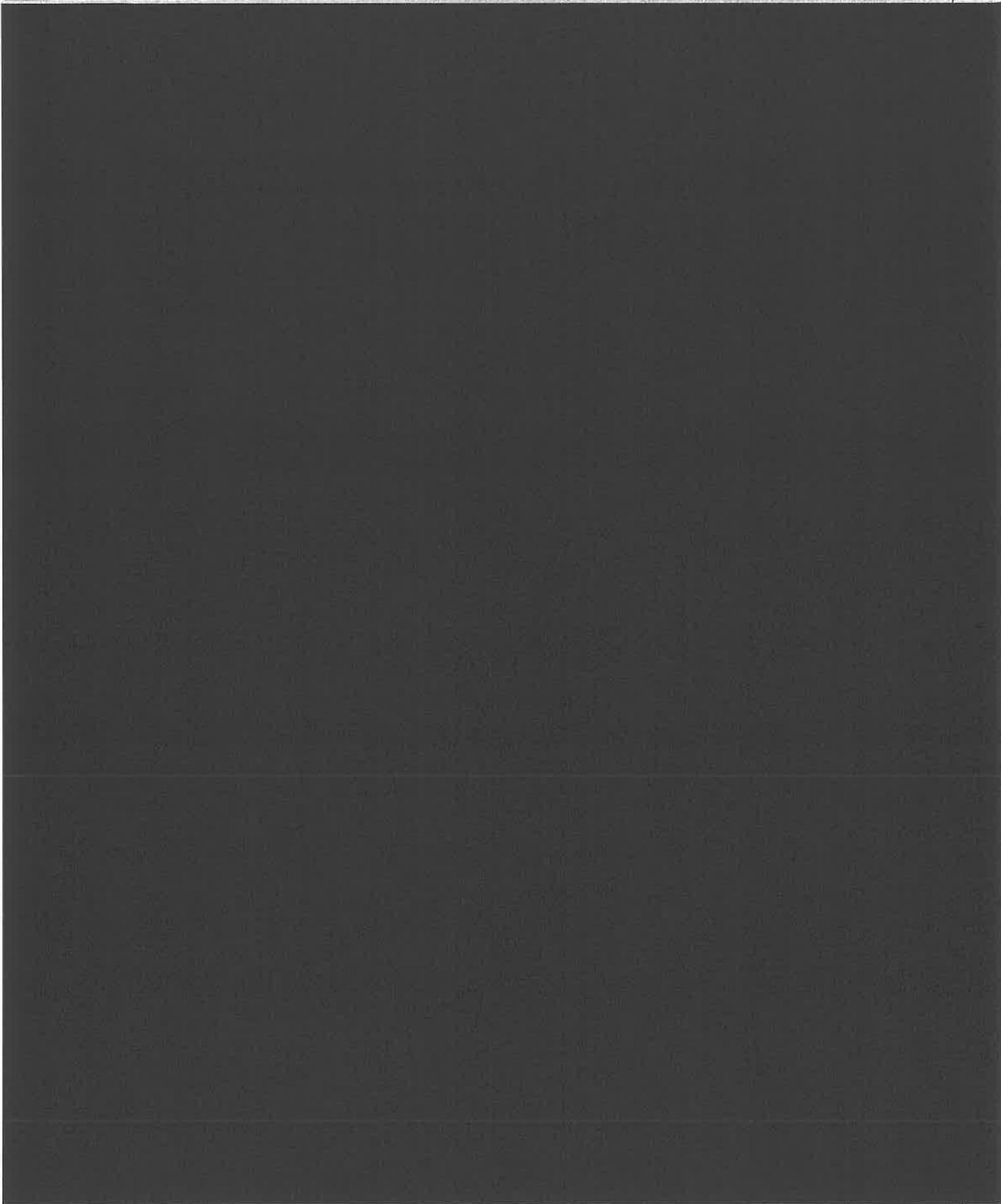
業

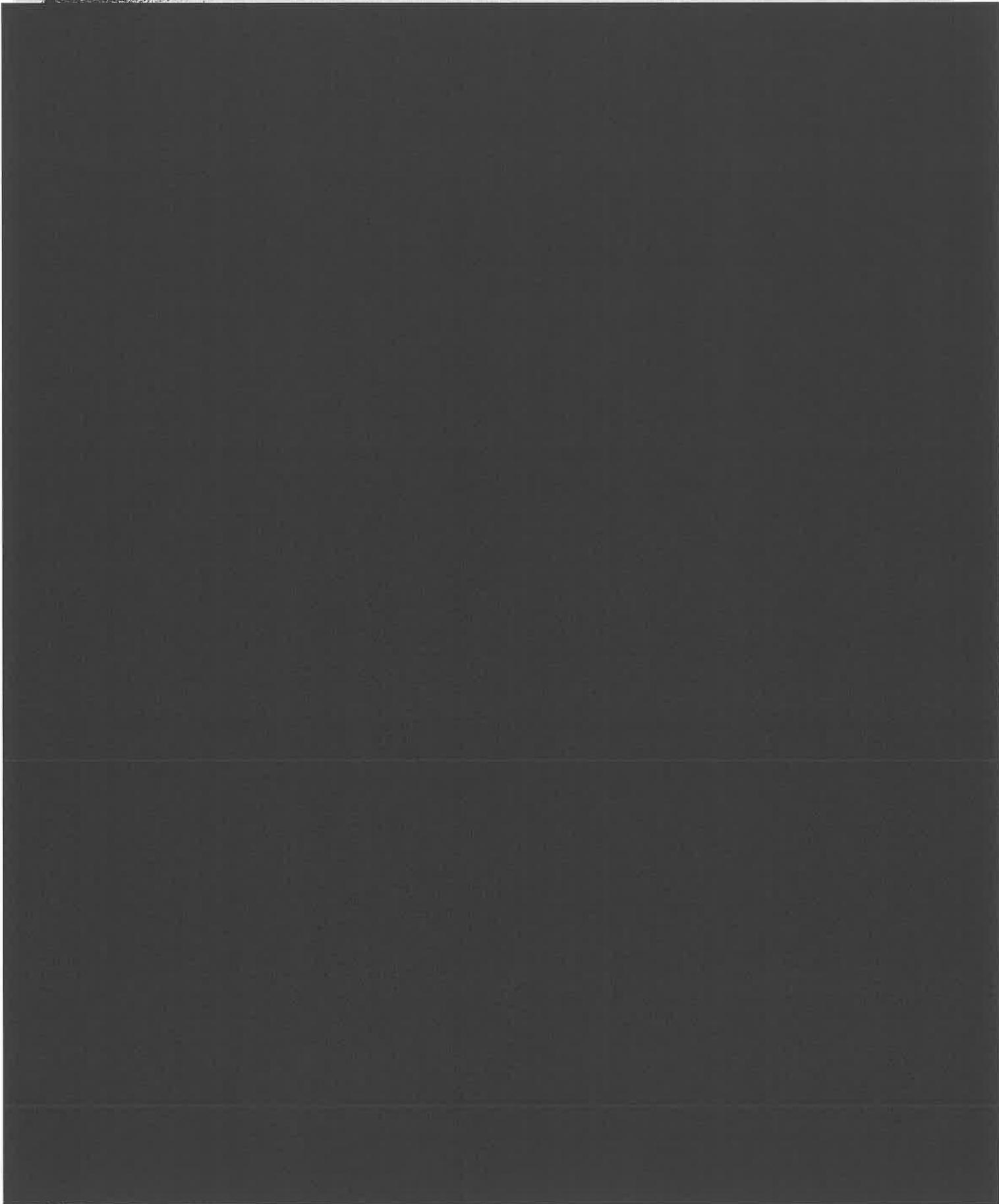
(2) 主たる担当者以外であつて本業務に従事する者

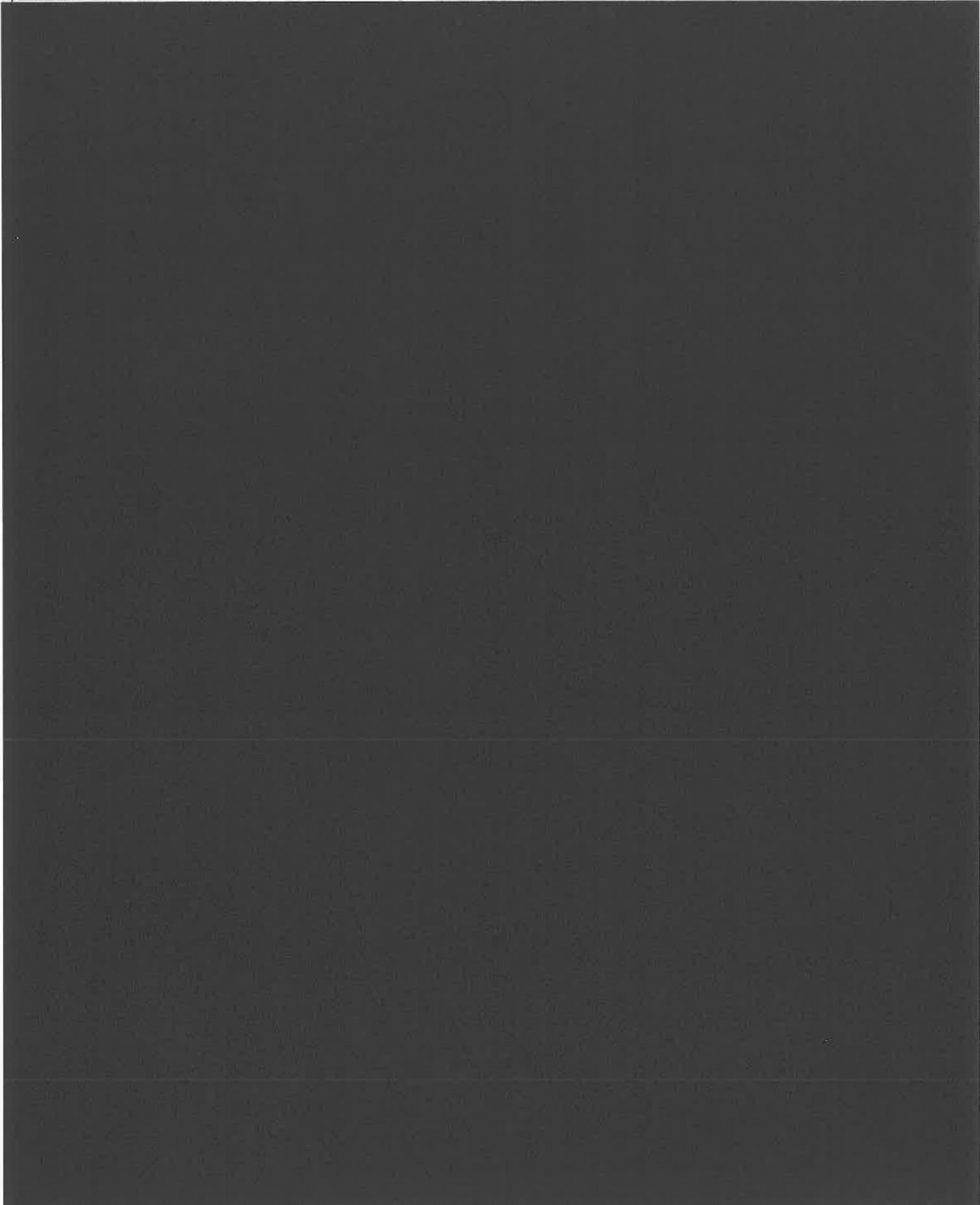


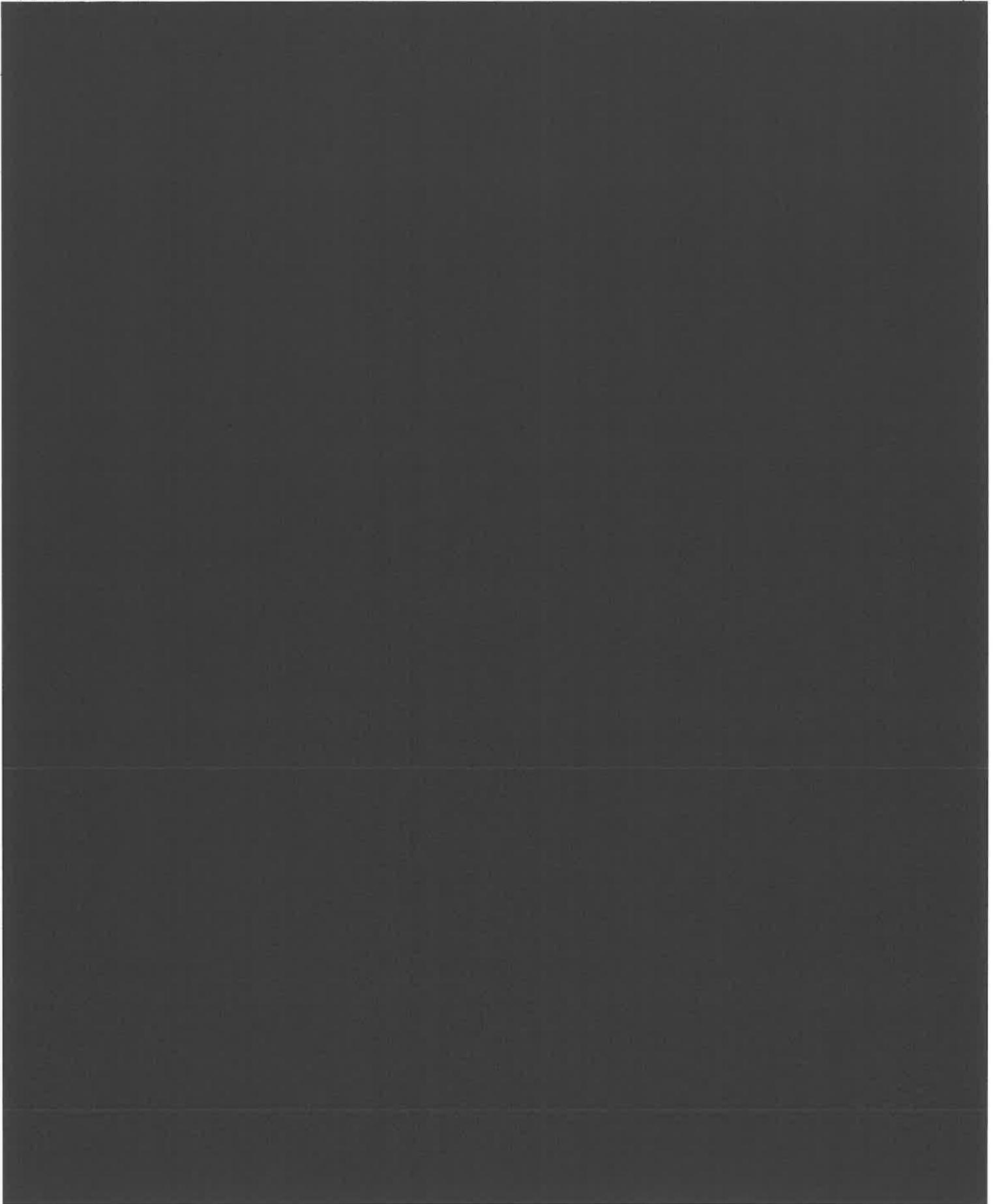
本業務に従事する主たる担当者

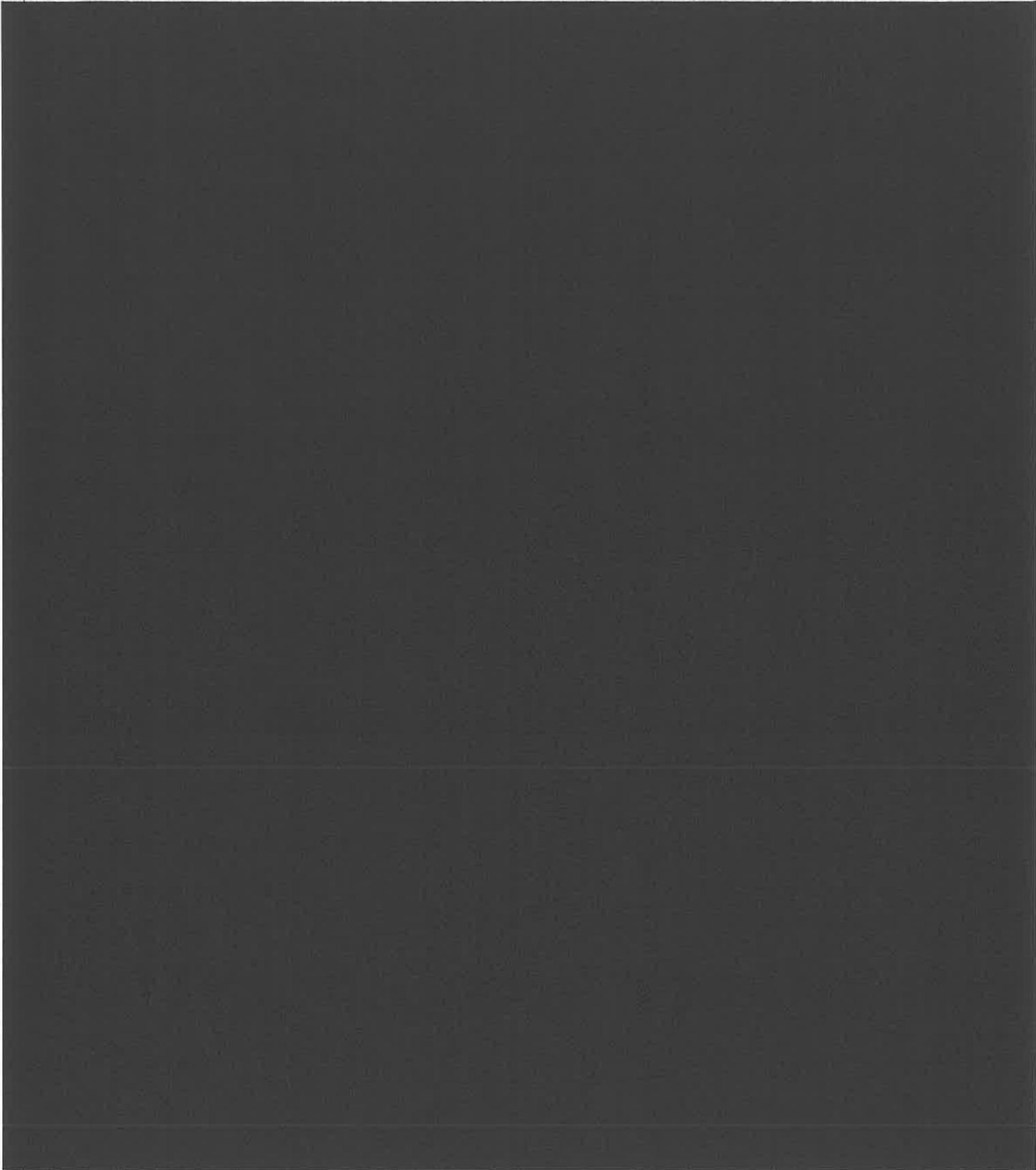




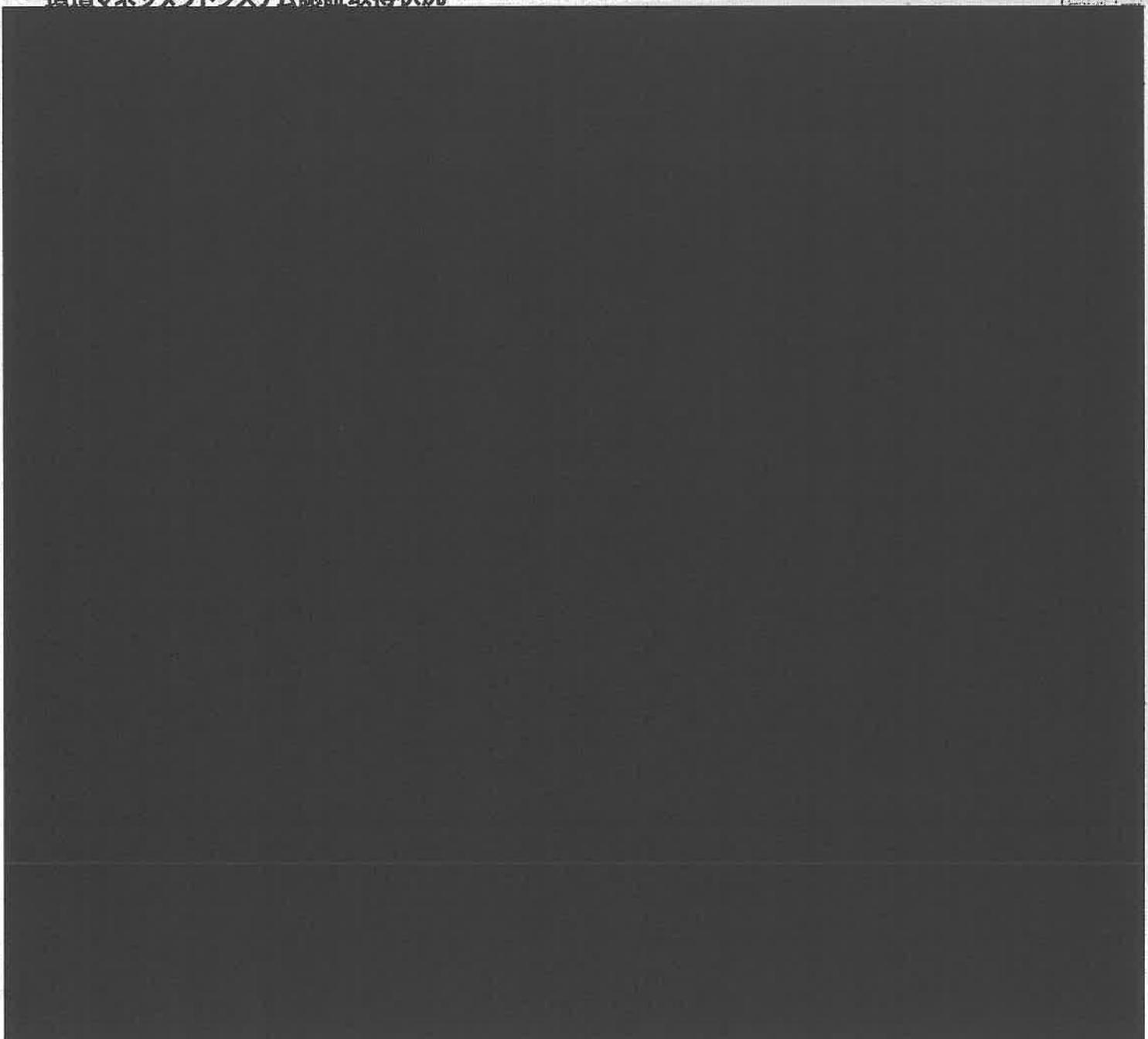








環境マネジメントシステム認証取得状況



委託業務費精算払請求書

平成 29 年 4 月 14 日

官署支出官
環境省大臣官房会計課長 殿

(受託者)
東京 3-1
株式
代表取締役社長 水島 正幸

平成 28 年 7 月 12 日付け契約の平成 28 年度地球温暖化防止コミュニケーター等養成委託業務に係る委託費として、下記の金額を請求します。

記

- 1 請求金額 101,913,903 円 (うち消費税額及び地方消費税額 7,549,178 円)
- | | | |
|----|--------|---------------|
| 内訳 | 委託費確定額 | 101,913,903 円 |
| | 概算受領済額 | 0 円 |
| | 今回請求額 | 101,913,903 円 |
| | 差引残額 | 0 円 |

2 振込先金融機関及び口座

(フリガナ)	
受取人住所	
(フリガナ)	
名義	
振込先金融機関名	
預貯金種別	
口座番号	

御見積書

探検者

御中

2018年7月11日

下記の通り御見積申し上げます。

件名: 平成28年度地球温暖化防止コミュニケーション等養成委託業務

税込合計 101,913,903

株式会社

内 税抜合計 94,364,725
消費税 7,549,178

〒107-8322 東京都港区赤坂
TEL:03-44-XXXX

見積日: 2017年5月31日
納品場所: 探検者

Main table with columns for Item No., Item Name, Unit, Quantity, Price, and Remarks. It lists various tasks like 'Project Management', 'Staff Training', 'Website Development', and 'Event Planning' with their respective costs.

Summary table with columns for Category, Total Price, and Tax. It shows a total price of 101,913,903 including 8% consumption tax.

0500

0500692

委託契約書

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 鎌形 浩史 (以下「甲」という。)は、株式会社博報堂 代表取締役社長 戸田 裕一 (以下「乙」という。)と平成28年度地球温暖化防止コミュニケーター等養成委託業務 (以下「委託業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき委託業務を行うものとする。

(委託費の金額)

第2条 甲は、乙に金101,913,903円 (うち消費税及び地方消費税の額7,549,178円) を超えない範囲内で委託業務に要する費用 (以下「委託費」という。)を支払う。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法 (昭和63年法律第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 平成29年3月31日

納入場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(報告書の提出)

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領 (平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。)による委託業務完了報告書 (以下「報告書」という。)を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受領したときは、受領した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めるときは、第7条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内(以下「約定期間」という。)に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えたときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第24条又は第30条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

- 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

（再受任者等に関する契約解除）

- 第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

- 第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 三 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令

(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

四 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

五 この契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙は、甲が前項の規定により損害の賠償を請求した場合は、損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(延滞金)

第19条 乙は、第15条第4項の規定による委託費の返還、第17条の規定による違約金等の支払い、又は前条第3項の規定による損害金の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までに日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(かし担保)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止(廃止)の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めるときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(財産の管理)

第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産(以下「取得財産」という。)の所有権(取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。)については、委託業務が完了(乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。)若しくはこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第29条 乙は、委託業務の終了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

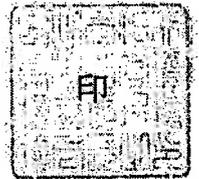
(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年7月12日

甲 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
氏名 支出負担行為担当官
環境省地球環境局長 鎌形 浩史



乙 住所 東京都港 1
氏名 株式会社 戸田 裕一
代表取



1. 都
2. 振
3. 達
4. 成
5. 才
6. タ
7. フ
8. タ
9. セ
10. を
11. 印
12. 1
13. 戸
14. 田
15. 裕
16. 一